

最高裁秘書第2999号

令和元年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付、最高裁秘書第2565号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成15年3月28日付け最高裁判一第89号刑事局長、経理局長通達「国選弁護人の報酬の支給基準について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

国選弁護人の報酬の支給基準について

平成15年3月28日刑一第89号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて刑事局長、経理局長
通達

改正 平成16年3月29日刑一第114号
平成18年3月29日刑一第000239号

国選弁護人の報酬の支給基準について

国選弁護人に支給すべき報酬の額について、この度、新年度予算が成立したのを受け、報酬額決定の便宜を考慮し、別表のとおり支給基準を定めましたから、参考にしてください。

については、各庁においてこの支給基準を参考にし、事件の難易、弁護人の訴訟活動、特に公判前の準備活動の程度、開廷回数、従前の支給実績、各地の実情等に応じて数段階を設ける等、個々の事件における裁判官の相当な支給額決定に資するための具体的な支給基準を裁判官の間で申し合わせるなどして、訴訟の適正かつ迅速な運営に寄与した弁護人の弁護活動に報いるとともに、予算の執行の適正を確保するよう配慮してください。

また、具体的な報酬額の決定に当たっては、弁護人が訴訟の準備の励行に努め、そのため開廷回数が減少したと認められる場合又は訴訟の準備のために特に必要な経費（例えば、交通費、記録の謄写が特に必要と認められる事案におけるその費用等）を支出した場合には、その事情を適当に参酌するのが相当であると考えられます（昭和36年6月9日付け最高裁判二第97号事務総長通達及び同年12月4日付け最高裁判二第181号事務総長通達参照。なお、記録等の謄写に要した費用を報酬に含めて支給する場合における所得税の源泉徴収の取扱いにつき、平成13年2月28日付け最高裁判一第73号刑事局長、民事局長、家庭局長、経理局長通達参照）。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

付記

1 この通達は、平成15年4月1日から実施する。

2 昭和61年4月15日付け最高裁判一第64号刑事局長、経理局長通達「国選弁護人の報酬の支給基準について」は、平成15年3月31日限り、廃止する。

付記（平成16.3.29刑一第114号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付記（平成18.3.29刑一第000239号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

(別表)

裁判所	区分	1件の開廷回数	1件の報酬	
			改定前	改定後
簡易		3	61,000円	60,900円
家庭		3	82,900円	82,800円
地方		3	85,200円	85,100円
高等		3	91,900円	91,800円
最高		2	99,200円	99,100円